

境港市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、境港市震災に強いまちづくり促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、境港市補助金等交付規則（昭和33年境港市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。
- (2) マンション 共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。
- (3) 建築物 住宅以外の建築物をいう。
- (4) ブロック塀 補強コンクリートブロック造又はれんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造の塀をいう。
- (5) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第2条第1項に規定する耐震診断であって、住宅又は建築物の耐震診断をいう。
- (6) 改修設計 住宅又は建築物に係る耐震化のための計画（第13号に定める指針第2の基準に適合するもの）の策定（工事監理を除く。）をいう。
- (7) 耐震改修 耐震改修促進法第2条第2項に規定する耐震改修をいう。
- (8) 建替又は除却 耐震改修に代えて行う建替又は除却をいう。
- (9) 耐震改修等 耐震改修、建替又は除却をいう。
- (10) 段階的改修 一戸建ての住宅について行う第13号に定める指針第2に示す耐震改修のうち、 I_w が1.0以上となるために段階的に行われるもので、 I_w が0.7以上又は2階建て住宅の1階部分の I_w が1.0以上となるものをいう。
- (11) ブロック塀耐震対策 ブロック塀の除去又はブロック塀を除去した範囲に行う軽量なフェンス・生垣等への改修（以下「フェンス等改修」という。）をいう。
- (12) 設計図書 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項第12号に定める書類をいう。
- (13) 指針 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成18年国土交通省告示第184号（別添））をいう。

- (14) 木造住宅の耐震診断と補強方法 一般財団法人日本建築防災協会発行の「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」をいう。
- (15) 耐震診断義務付けブロック塀 通行障害既存耐震不適格建築物のうち建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令等第429号）第4条第2号に規定するブロック塀をいう。
- (16) 避難路沿ブロック塀 境港市耐震改修促進計画に記載する避難路（以下「避難路」という。）沿にある既存不適格ブロック塀をいう。
- (17) アクションプログラム 住宅（マンションは除く。）の耐震化を緊急的に促進するため、次のアからウまでに掲げる事項を定めた住宅耐震化緊急促進アクションプログラムをいう。
 - ア 次の（ア）から（エ）に掲げるすべての取組を含む耐震化を促進するための取組
 - （ア）戸別訪問等の方法により住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組
 - （イ）耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組
 - （ウ）改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組
 - （エ）耐震化の必要性に係る普及及び啓発
 - イ 住宅耐震化に係る支援目標
 - ウ 取組実績に関する自己評価

第3条 補助金は、境港市耐震改修促進計画に基づく耐震化を促進する事業を実施し、住宅及び建築物（以下「住宅等」という。）の耐震診断及び耐震改修並びにブロック塀耐震対策を促進することにより、これらの安全性の向上を図り、震災に強いまちづくりに資することを目的とする。

（補助事業の対象となる住宅等及びブロック塀）

第4条 市長は、前条の目的を達成するため、対象となる住宅等及びブロック塀（以下「対象建物等」という。）について、次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う当該対象建物等の所有者（当該対象建物等の管理に関し、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体が構成されている場合にあつては、当該団体。以下「事業主体」という。）に対し、予算の範囲内で、補助金を交付する。

- (1) 木造住宅耐震化促進事業 既存木造住宅を対象に市が行う耐震診断事業又は既存木造住宅の耐震診断、改修設計、耐震改修若しくは除却に要する費用の一部を当該宅の所有者等に対して市が補助する事業をいい、補助要件若しくは補助対象経費、補助率及び補助限度額（以下「補助内容」という。）は別表1に定めるとおりとする。
- (2) 非木造住宅耐震化促進事業 既存非木造住宅を対象に市が行う耐震診断事業又は既存非木造住宅の耐震診断、改修設計、耐震改修若しくは除却に

要する費用の一部を当該住宅の所有者等に対して市が補助する事業をいい、補助内容は別表2に定めるとおりとする。

(3) 建築物耐震化促進事業 既存建築物（要緊急安全確認大規模建築物、防災拠点建築物、通行障害既存不適格建築物、緊急輸送道路沿道等建築物、避難路沿道等建築物、避難所等を含む。）の耐震診断、改修設計、耐震改修若しくは除却に要する費用の一部を当該建築物の所有者等に対して市が補助する事業をいい、補助内容は別表3に定めるとおりとする。

(4) 木造住宅耐震化総合支援事業 アクションプログラムを策定し、当該プログラムに基づく取組の進捗状況を把握、検証、公表する市に存する木造住宅の改修設計及び耐震改修を総合的に行う費用の一部を当該住宅の所有者等に対して市が補助する事業をいい、補助内容は別表4に定めるとおりとする。

(5) 非木造住宅耐震化総合支援事業 アクションプログラムを策定し、当該プログラムに基づく取組の進捗状況を把握、検証、公表する市に存する非木造住宅の改修設計及び耐震改修を総合的に行う費用の一部を当該住宅の所有者等に対して市が補助する事業をいい、補助内容は別表5に定めるとおりとする。

(6) ブロック塀耐震対策事業 既存ブロック塀の除却又は改修（除却した範囲に行う軽量なフェンス・生垣等での復旧）に要する費用の一部を該当ブロック塀の所有者等に対して市が補助する事業をいい、補助内容は別表6に定めるとおりとする。

(7) 避難路沿ブロック塀耐震対策事業 避難路沿既存ブロック塀の耐震診断、除却若しくは改修（除却した範囲に行う軽量なフェンス・生垣等での復旧）に要する費用の一部を該当ブロック塀の所有者等に対して市が補助する事業をいい、補助内容は別表7に定めるとおりとする。

2 対象建物等は次の各号に掲げる要件の全てに該当するものに限る。

(1) 本市の区域内に存するものであること。

(2) 一戸建ての住宅については現に居住の用に供し、又は供する予定のものであること。

(3) 補助金の交付申請を行う時点において、建築基準法第9条第1項の規定による命令を受けていないものであること。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

(4) 国又は地方公共団体が所有しているものでないこと。

(5) 事業主体が、境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者でないこと。

(6) 事業主体が申請日時点において、境港市税を滞納していないこと。

3 補助事業が改修設計、耐震改修等である場合にあっては、前項及び次の各号に適合するものでなければならない。

(1) 耐震診断（別表1の第1欄、別表2の第1欄及び別表3の第1欄に該当するものに限る。）により、構造耐力上主要な部分が地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、若しくは崩壊する危険性があると評価され、市長から地震に対して安全な構造とする勧告又は指導を受けていること。

(2) 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となること（段階的改修を含む。）。

4 補助事業が建築物の耐震改修等である場合にあっては、前2項及び別表8に適合するものでなければならない。

5 補助対象がブロック塀耐震対策である場合にあっては、次の第1号から第3号及び第5号又は第4号及び第5号に掲げるもの全てを満たす除去並びに第7号を満たすフェンス等改修であること。

(1) 高さが0.6mを超えるもの

(2) 不特定の者が通行する道路に面したもの

(3) 別表9（補強コンクリートブロック塀の点検表）及び別表10（組積造の塀の点検表）により安全対策が必要と判断された危険性の高いもの

(4) 市長から安全対策を講ずるよう通知を受けたもの

(5) 第2号及び第3号又は前号の部分の全てのブロック塀について除却を行うもの

(6) 前号と併せて行うもの

6 補助対象が避難路沿ブロック塀耐震対策である場合にあっては、次の第1号から第3号まで及び第5号又は第4号及び第5号に掲げるもの全てを満たす除去並びに第6号を満たすフェンス等改修であること。

(1) 高さが0.6mを超えるもの

(2) 避難路沿いにある不特定の者が通行する道路に面したもの

(3) 別表9（補強コンクリートブロック塀の点検表）及び別表10（組積造の塀の点検表）により安全対策が必要と判断された危険性の高いもの

(4) 市長から安全対策を講ずるよう通知を受けたもの

(5) 第2号及び第3号又は前号の部分の全てのブロック塀について除却を行うもの

(6) 前号と併せて行うもの

（補助金の額）

第5条 補助対象経費は、補助事業の区分に応じ、別表1から別表7までに定める経費の額から次項各号に掲げる額を控除した額とする。

2 前項の規定により控除する額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 補助事業がとっとり住まいる支援事業に基づく補助金を利用する場合にあ

っては、当該補助金の交付対象となる県産材の材料に係る経費の額

- (2) 仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の金額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）が含まれる場合にあつては、当該仕入控除税額
- 3 補助金の額は、補助事業の区分に応じ、別表1から別表7までに掲げる額（その額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り上げる。）とする。

（交付申請）

第6条 事業主体は、補助金の交付を受けようとするときは、市長が定める日までに、補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）又はこれに準ずる書類
- (3) 境港市税納付状況確認同意書（様式第4号）
- (4) 役員等名簿（別紙様式）
- (5) その他市長が必要と認めて指示する書類

3 第1項の規定による申請に際して補助事業に係る仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額に相当する額を含む補助対象経費をもって算出した補助金の額（以下「仕入控除税額を含む補助金の額」という。）の交付を申請することができる。

（交付決定及び通知）

第7条 市長は、前条第1項の申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を行うことと決定をしたときは補助金交付決定通知書（様式第5号）により、交付を行わないことと決定したときは補助金交付申請却下通知書（様式第6号）により当該事業主体に通知するものとする。

3 市長は、前条第3項の規定による申請があつた場合にあつては、第5条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助金の額の範囲内で交付決定をすることができる。

（補助事業の着手）

第8条 前条第2項の補助金交付決定通知書を受け取った者（以下「補助対象者」という。）は、当該通知書を受け取った後、速やかに、補助事業に着手するものとする。

2 補助対象者は、補助事業に着手したときは、直ちに、補助事業着手届（様式

第7号)に補助事業に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(申請事項の変更)

第9条 補助対象者は、当該補助事業の内容、経費の配分その他申請に係る事項の変更をしようとするときは、あらかじめ市長に申請してその承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(承認を要しない変更)

第10条 前条ただし書の軽微な変更は、次の各号に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 補助金の増額
- (2) 補助金の2割を超える減額
- (3) 補助事業の完了年月日の変更(当該年度に完了しない場合に限る。)

(実績報告)

第11条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書(様式第8号)を完了の日から5日以内又は第7条第1項の規定による補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月末日(補助事業が完了している場合に限る。)のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 収支決算書(様式第3号)
- (2) 補助対象経費の請求書又は領収書の写し
- (3) 耐震診断の結果を記載した書類(補助事業が耐震診断である場合に限る。)
- (4) 改修設計に基づき耐震改修を実施した場合における当該対象建物等の耐震診断の結果を記載した書類。ただし段階的改修設計(段階的改修を行う為の計画の策定をいう。)を行った者はその全ての結果を記載した書類。(補助事業が改修設計である場合に限る。)
- (5) 補助事業の成果を示す資料(工事写真等)(補助事業が耐震改修等又はブロック塀耐震及び避難路沿ブロック塀耐震対策である場合に限る。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めて指示する書類

3 補助対象者は、第7条第3項の規定による交付決定を受けた場合にあつては、第1項の規定による報告に際し、補助対象経費から当該報告の時点で明らかになっている補助事業に係る仕入控除税額(第14条第1項において「実績報告控除税額」という。)に相当する額を控除して得た額(補助金の額を限度とする。)を精算額として報告しなければならない。

(交付額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、補助金交付額確定通知書(様式第9号)により当該補助対象者に対して交付する補助金の額を確定し、

当該補助対象者に通知するものとする。

- 2 市長は、第7条第3項の規定により交付決定をした補助事業について前条第3項の規定による報告があったときは、当該交付決定の額を変更して補助金の額を確定するものとする。

(補助金の交付の請求)

第13条 補助対象者は、前条の規定による通知を受けた後、補助金交付請求書(様式第10号)により市長に対し補助金の交付を請求するものとする。

(補助事業に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助対象者は、第11条第1項の規定による報告をした後に消費税及び地方消費税の申告により仕入控除税額が確定した場合であって、その額が実績報告控除税額を超えるときは、速やかに、消費税等仕入控除税額報告書(様式第11号)により、その旨を市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による報告があったときは、補助対象者に対し、補助金返還命令書(様式第12号)により、補助金の返還を命ずるものとする。

(指導等)

第15条 市長は、補助対象者に対して、当該補助対象者の所有に係る住宅等及びブロック塀の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行し、平成25年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年7月22日から施行し、平成26年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行し、平成28年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行し、平成29年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

別表1（第4条関係）（木造住宅耐震化促進事業）

補助内容	1 耐震診断	
対象建築物等	一戸建ての住宅	長屋及び共同住宅
(1) 補助要件	ア 次のいずれかに該当する耐震診断基準（その時点における最新のもの）によって行われるものに限る (ア) 建築基準法施行令第3章第8節に規定する構造計算によるもの (イ) 指針第1に示すもの (ウ) 木造住宅の耐震診断と補強方法に示す一般診断法又は精密診断法によるもの (エ) その他(ア)から(ウ)までに掲げる耐震診断と同等以上の評価精度を有すると認められるもの イ 平成12年5月31日以前に建築されたもの	
(2) 補助対象経費の限度額	ア 所有者の依頼を受け市が行う木造住宅耐震診断及び耐震改修工事の概算見積に要する経費	イ 所有者が行う木造住宅耐震診断及び耐震改修工事の概算見積に要する経費
	限度額	
	ウ 耐震診断の実施に要する経費（一般診断法による場合にあつては、補修費及び修繕費を除く。）の額又は一般診断法にあつては1戸当たり13.09万円（当該対象建築物等の設計図書がない場合にあつては、15.62万円）、その他の診断法にあつては1戸当たり13.60万円のいずれか少ない額	エ 耐震診断の実施に要する経費（一般診断法による場合にあつては、補修費及び修繕費を除く。）の額又は1棟当たり延べ床面積に次のいずれかに該当する1㎡当たりの単価を乗じて得た額の合計額のいずれか少ない額 (ア) 面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡以内 (イ) 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡以内 (ウ) 面積2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡以内
(3) 補助金の額	ア 耐震診断に係る費用は市の負担とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、補助対象経費に3分の2を乗じた額とする	イ 補助対象経費に3分の2を乗じた額
補助内容	2 改修設計	
対象建築物等	一戸建ての住宅	長屋及び共同住宅
(1) 補助要件	ア 当該設計により改修工事を行うもの。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。 イ 平成12年5月31日以前に建築されたもの	
(2) 補助対象経費の限度額	ア 所有者が行う耐震改修設計に要する経費	
	限度額	
	イ 改修設計の実施に要する経費の額又は1戸当たり24万円のいずれか少ない額	ウ 改修設計の実施に要する経費の額又は1棟当たり延べ床面積に次のいずれかに該当する1㎡当たりの単価を乗じて得た額の合計額のいずれか少ない額 (ア) 面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡以内 (イ) 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡以内 (ウ) 面積2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡以内
(3) 補助金の額	補助対象経費に3分の2を乗じた額	
補助内容	3 耐震改修	
対象建築物等	一戸建ての住宅	長屋及び共同住宅
(1) 補助要件	ア 次のいずれかに該当する耐震改修又は建替（その時点における最新の基準を満たすもの又は当該基準を満たすために段階的に行われるものに限る。） (ア) 建築基準法第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの (イ) 指針第2に示す耐震改修を行い、I _w が1.0以上となるもの (ウ) 指針第2に示す耐震改修を行い、I _w が0.7以上となるもの（イの基準を満たすために段階的に行われるものに限る。） (エ) 指針第2に示す耐震改修を行い、2階建て住宅の1階部分のI _w が1.0以上となるもの（イの基準	

	<p>を満たすために段階的に行われるものに限る。)</p> <p>(オ) その他ア及びイに掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上させると認められるもの</p> <p>イ 平成12年5月31日以前に建築されたもの</p>	
	<p>備考</p> <p>(1) この表において「Iw」とは、指針第1第1号に掲げる構造耐震指標をいう。</p> <p>(2) この表における「Iw」は、各階の張り間及び桁方向のIwのうちの最小値とする。ただし、第ア欄(エ)においては、2階建て住宅の1階部分の最小値とする。</p> <p>(3) 「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法及び精密診断法(時刻歴応答計算による方法を除く。)により耐震診断をする場合においては、「Iw」とあるのは、「評点」と読み替えるものとする。</p> <p>(4) その他、指針第1第1号と同等以上の効力を有する耐震診断を行う場合にあつては、Iwは、当該指標によることができる。</p>	
(2) 補助対象 経費の限 度額	<p>ア 所有者が行う耐震改修に要する経費</p>	
	<p>限度額</p>	
	<p>イ 耐震改修の実施に要する経費の額又は次のいずれかに該当する1戸当たりの単価のいずれか少ない額 ただし、段階的改修を行うものに係る補助金の額は、補助金の限度額から交付済額を差し引いた額を上回らないものとする。</p> <p>(ア) 昭和56年5月31日以前に建築されたもの場合は1戸当たり150万円</p> <p>(イ) 昭和56年6月1日以降平成12年5月31日以前に建築されたもの場合は1戸当たり300万円</p>	
(3) 補助金の 額	<p>補助対象経費に3分の2を乗じた額又は一戸当たり100万円のいずれか少ない額</p>	
補助内容	<p>4 除却</p>	
対象建築 物等	<p>一戸建ての住宅</p>	<p>長屋及び共同住宅</p>
(1) 補助要件	<p>ア 所有者が行う除却に要する経費</p> <p>イ 平成12年5月31日以前に建築されたもの</p>	
(2) 補助対象 経費の限 度額	<p>限度額</p>	
	<p>ア 除却の実施に要する経費の額に100分の23を乗じた額</p>	<p>イ 除却の実施に要する経費の額又は1棟当たり延べ床面積に34,100円/㎡(ただし、特に倒壊の危険性が高い建物のうち平成23年3月31日までに耐震改修工事に着手したもの及び密集市街地内の延焼の危険性が高い住宅で耐震改修工事を行うものにあつては51,200円/㎡)の単価を乗じて得た額の合計額のいずれか少ない額</p>
(3) 補助金の 額	<p>ア 補助対象経費又は一戸当たり83.8万円のいずれか少ない額</p>	<p>イ 補助対象経費に3分の2を乗じた額</p>

別表2（第4条関係）（非木造住宅耐震化促進事業）

補助内容	1 耐震診断	
対象建築物等	一戸建ての住宅	長屋及び共同住宅
(1) 補助要件	ア 次のいずれかに該当する耐震診断基準（その時点における最新のもの）によって行われるものに限る (ア) 建築基準法施行令第3章第8節に規定する構造計算によるもの (イ) 指針第1に示すもの (ウ) 木造住宅の耐震診断と補強方法に示す一般診断法又は精密診断法によるもの (エ) その他(ア)から(ウ)までに掲げる耐震診断と同等以上の評価精度を有すると認められるもの イ 昭和56年5月31日以前に建築されたもの	
(2) 補助対象経費の限度額	限度額	
	イ 耐震診断の実施に要する経費の額又は1戸当たり13.60万円のいずれか少ない額（第二次診断法以上の診断方法に限る）	ウ 耐震診断の実施に要する経費（一般診断法による場合にあっては、補修費及び修繕費を除く。）の額又は1棟当たり延べ床面積に次のいずれかに該当する1㎡当たりの単価を乗じて得た額の合計額のいずれか少ない額 (ア) 面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡以内 (イ) 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡以内 (ウ) 面積2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡以内
(3) 補助金の額	補助対象経費に3分の2を乗じた額	
補助内容	2 改修設計	
対象建築物等	一戸建ての住宅	長屋及び共同住宅
(1) 補助要件	ア 当該設計により改修工事を行うもの。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。 イ 昭和56年5月31日以前に建築されたもの	
(2) 補助対象経費の限度額	限度額	
	イ 改修設計の実施に要する経費の額又は1戸当たり24万円のいずれか少ない額	ウ 改修設計の実施に要する経費の額又は1棟当たり延べ床面積に次のいずれかに該当する1㎡当たりの単価を乗じて得た額の合計額のいずれか少ない額 (ア) 面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡以内 (イ) 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡以内 (ウ) 面積2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡以内
(3) 補助金の額	補助対象経費に3分の2を乗じた額	
補助内容	3 耐震改修	
対象建築物等	一戸建ての住宅	長屋及び共同住宅

<p>(1) 補助要件</p>	<p>ア 次のいずれかに該当する耐震改修又は建替（その時点における最新の基準を満たすもの又は当該基準を満たすために段階的に行われるものに限る。） (ア) 建築基準法第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの (イ) 指針第2に示す耐震改修を行い、I_wが1.0以上となるもの (ウ) 指針第2に示す耐震改修を行い、I_wが0.7以上となるもの（イの基準を満たすために段階的に行われるものに限る。） (エ) 指針第2に示す耐震改修を行い、2階建て住宅の1階部分のI_wが1.0以上となるもの（イの基準を満たすために段階的に行われるものに限る。） (オ) その他ア及びイに掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上させると認められるもの イ 昭和56年5月31日以前に建築されたもの</p>	<p>ウ 次のいずれかに該当する耐震改修又は建替に限る (ア) 建築基準法第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの (イ) 指針第2に示す耐震改修を行ないI_sが0.6以上かつqが1.0以上となるもの (ウ) (ア)及び(イ)に掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上すると認められるもの</p>
	<p>備考 (1) この表において「I_w」とは、指針第1第1号に掲げる構造耐震指標をいう。 (2) この表における「I_w」は、各階の張り間及び桁行方向のI_wのうちの最小値とする。ただし、第ア欄(エ)においては、2階建て住宅の1階部分の最小値とする。 (3) 「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法及び精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）により耐震診断をする場合においては、「I_w」とあるのは、「評点」と読み替えるものとする。 (4) その他、指針第1第1号と同等以上の効力を有する耐震診断を行う場合にあつては、I_wは、当該指標によることができる。 (5) この表において「I_s」とは、指針第1第2号に掲げる構造耐震指標をいう。 (6) この表において「q」とは、指針第1第2号に掲げる指標をいう。</p>	
<p>(2) 経費補助対象経費の限度額</p>	<p>ア 所有者が行う耐震改修又は建替に要する経費</p> <p style="text-align: center;">限度額</p>	
	<p>イ 耐震改修の実施に要する経費の額又は次のいずれかに該当する1戸当たりの単価のいずれか少ない額 ただし、段階的改修を行うものに係る補助金の額は、補助金の限度額から交付済額を差し引いた額を上回らないものとする。 (ア) 昭和56年5月31日以前に建築されたものは1戸当たり150万円 (イ) 昭和56年6月1日以降平成12年5月31日以前に建築されたものは1戸当たり300万円</p>	<p>ウ 耐震改修の実施に要する経費の額又は1棟当たり延べ床面積に次のいずれかに該当する1㎡当たりの単価を乗じて得た額の合計額のいずれか少ない額 (ア) 住宅（マンションを除く。）の場合は34,100円/㎡（ただし、特に倒壊の危険性が高い建物のうち平成23年3月31日までに耐震改修工事に着手したものと及び密集市街地内の延焼の危険性が高い住宅で耐震改修工事を行うものにあつては51,200円/㎡） (イ) マンションの場合は50,200円/㎡（ただし、免震工法等特殊な工法による場合又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保することが必要であると地方公共団体が認める建築物について通常よりも高い耐震性を確保する場合は83,800円/㎡） (ウ) 建築物の場合は51,200円/㎡（ただし、免震工法等特殊な工法による場合又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保することが必要であると地方公共団体が認める建築物について通常よりも高い耐震性を確保する場合は83,800円/㎡）</p>
<p>(3) 補助金の額</p>	<p>ア 補助対象経費に3分の2を乗じた額又は一戸当たり100万円のいずれか少ない額</p>	<p>イ 補助対象経費に100分の23を乗じた額</p>
<p>補助内容</p>	<p style="text-align: center;">4 除却</p>	
<p>対象建築物等</p>	<p style="text-align: center;">一戸建ての住宅</p>	<p style="text-align: center;">長屋及び共同住宅</p>

(1) 補助要件	ア 所有者が行う除却に要する経費 イ 昭和56年5月31日以前に建築されたもの	
(2) 補助対象 経費の限 度額	限度額	
(3) 補助金の 額	ア 補助対象経費又は一戸当たり83.8万円のいずれか 少ない額	イ 補助対象経費に3分の2を乗じた額
	ア 除却の実施に要する経費の額に100分の23を乗じ た額	イ 除却の実施に要する経費の額又は1棟当たり延 べ床面積に次のいずれかに該当する1㎡当たりの 単価を乗じて得た額の合計額のいずれか少ない額 (ア) 住宅(マンションを除く。)の場合は 34,100円/㎡(ただし、特に倒壊の危険性が高 い建物のうち平成23年3月31日までに耐震改修 工事に着手したものと及び密集市街地内の延焼の 危険性が高い住宅で耐震改修工事を行うものに あっては51,200円/㎡) (イ) マンションの場合は50,200円/㎡(ただ し、免震工法等特殊な工法による場合又は大規 模な地震が発生した時にその利用を確保するこ とが必要であると地方公共団体が認める建築物 について通常よりも高い耐震性を確保する場合 は83,800円/㎡) (ウ) 建築物の場合は51,200円/㎡(ただし、免 震工法等特殊な工法による場合又は大規模な地 震が発生した時にその利用を確保することが必 要であると地方公共団体が認める建築物につい て通常よりも高い耐震性を確保する場合は 83,800円/㎡)

別表3（第4条関係）（建築物耐震化促進事業）

補助内容	1 耐震診断
対象建築物等	建築物
(1) 補助要件	ア 次のいずれかに該当する耐震診断基準（その時点における最新のもの）によって行われるものに限る (ア) 建築基準法施行令第3章第8節に規定する構造計算によるもの (イ) 指針第1に示すもの (ウ) 「木造住宅の耐震診断と補強方法」に示す一般診断法又は精密診断法によるもの (エ) その他(ア)から(ウ)までに掲げる耐震診断と同等以上の評価精度を有すると認められるもの イ 昭和56年5月31日以前に建築されたもの
(2) 補助対象経費の限度額	ア 所有者が行う建築物耐震診断及び耐震改修工事の概算見積りに要する経費 限度額 イ 耐震診断の実施に要する経費の額又は1棟当たり延べ床面積に次のいずれかに該当する1㎡当たりの単価を乗じて得た額の合計額のいずれか少ない額 (ア) 面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡以内 (イ) 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡以内 (ウ) 面積2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡以内
(3) 補助金の額	補助対象経費に3分の2を乗じた額
補助内容	2 改修設計
対象建築物等	建築物
(1) 補助要件	ア 所有者が行う耐震改修設計に要する経費 イ 昭和56年5月31日以前に建築されたもの
(2) 補助対象経費の限度額	限度額 イ 改修設計の実施に要する経費の額又は1棟当たり延べ床面積に次のいずれかに該当する1㎡当たりの単価を乗じて得た額の合計額のいずれか少ない額 (ア) 面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡以内 (イ) 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡以内 (ウ) 面積2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡以内
(3) 補助金の額	補助対象経費に3分の2を乗じた額
補助内容	3 耐震改修
対象建築物等	建築物
(1) 補助要件	ア 次のいずれかに該当する耐震改修又は建替 (ア) 建築基準法第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの (イ) 指針第2に示すもの (ウ) その他ア及びイに掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上させると認められるもの イ 昭和56年5月31日以前に建築されたもの
(2) 補助対象経費の限度額	ア 所有者が行う耐震改修又は建替に要する経費 限度額 イ 耐震改修又は建替の実施に要する経費の額又は1棟当たり延べ床面積に51,200円/㎡（ただし、免震工法等特殊な工法による場合又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保することが必要であると地方公共団体が認める建築物について通常よりも高い耐震性を確保する場合は83,800円/㎡）の単価を乗じて得た額の合計額のいずれか少ない額
(3) 補助金の額	補助対象経費に100分の23を乗じた額

補助内容	4 除却
対象建築物等	建築物
(1) 補助要件	ア 所有者が行う除却に要する経費 イ 昭和56年5月31日以前に建築されたもの
(2) 補助対象 経費の限 度額	限度額 除却の実施に要する経費の額又は1棟当たり延べ床面積に51,200円/m ² （ただし、免震工法等特殊な工法による場合又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保することが必要であると地方公共団体が認める建築物について通常よりも高い耐震性を確保する場合は83,800円/m ² ）の単価を乗じて得た額の合計額のいずれか少ない額
(3) 補助金の 額	補助対象経費に100分の23を乗じた額

別表4（第4条関係）（木造住宅耐震化総合支援事業）

補助内容	1 改修設計
対象建築物等	一戸建住宅、長屋及び共同住宅
(1) 補助要件	ア 当該設計により改修工事を行うもの イ 平成12年5月31日以前に建築されたもの
(2) 補助対象経費の限度額	改修設計の実施に要する経費の額又は1戸当たり24万円のいずれか少ない額
(3) 補助金の額	補助対象経費に2分の1を乗じた額又は一戸当たり12万円のいずれか少ない額
補助内容	2 耐震改修
対象建築物等	一戸建住宅、長屋及び共同住宅
(1) 補助要件	ア 次のいずれかに該当する耐震改修又は建替に限る (ア) 建築基準法第19条及び第20条の規定に適合 (イ) 指針第2に示す耐震改修を行ないIwが1.0以上となるもの (ウ) 指針第2に示す耐震改修を行ないIwが0.7以上となるもの（(イ)の基準を満たすために段階的に行なわれるものに限る。） (エ) 指針第2に示す耐震改修を行ない2階建の1階部分のIwが1.0以上となるもの（(イ)の基準を満たすために段階的に行なわれるものに限る。） (オ) (ア)及び(イ)に掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上すると認められるもの イ 平成12年5月31日以前に建築されたもの
	備考 (1) この表において「Iw」とは、指針第1第1号に掲げる構造耐震指標をいう。 (2) この表における「Iw」は、各階の張り間及び桁行方向のIwのうちの最小値とする。ただし、第ア欄(エ)においては、2階建て住宅の1階部分の最小値とする。 (3) 「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法及び精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）により耐震診断をする場合においては、「Iw」とあるのは、「評点」と読み替えるものとする。 (4) その他、指針第1第1号と同等以上の効力を有する耐震診断を行う場合にあっては、Iwは、当該指標によることができる。
(2) 補助対象経費の限度額	耐震改修の実施に要する経費の額又は1戸当たり125万円のいずれか少ない額
(3) 補助金の額	補助対象経費に5分の4を乗じた額又は一戸当たり100万円のいずれか少ない額

別表5（第4条関係）（非木造住宅耐震化総合支援事業）

補助内容	1 改修設計
対象建築物等	一戸建住宅、長屋及び共同住宅
(1) 補助要件	ア 当該設計により改修工事を行うもの イ 昭和56年5月31日以前に建築されたもの
(2) 補助対象経費の限度額	改修設計の実施に要する経費の額又は1戸当たり24万円のいずれか少ない額
(3) 補助金の額	補助対象経費に2分の1を乗じた額又は一戸当たり12万円のいずれか少ない額
補助内容	2 耐震改修
対象建築物等	一戸建住宅、長屋及び共同住宅
(1) 補助要件	ア 次のいずれかに該当する耐震改修又は建替に限る (ア) 建築基準法第19条及び第20条の規定に適合 (イ) 指針第2に示す耐震改修を行ないIwが0.6以上かつqが1.0以上となるもの (ウ) (ア)及び(イ)に掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上すると認められるもの イ 昭和56年5月31日以前に建築されたもの
	備考 (1) この表において「Iw」とは、指針第1第1号に掲げる構造耐震指標をいう。 (2) この表における「Iw」は、各階の張り間及び桁行方向のIwのうちの最小値とする。 ただし、第ア欄(エ)においては、2階建て住宅の1階部分の最小値とする。 (3) 「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法及び精密診断法(時刻歴応答計算による方法を除く。)により耐震診断をする場合においては、「Iw」とあるのは、「評点」と読み替えるものとする。 (4) その他、指針第1第1号と同等以上の効力を有する耐震診断を行う場合にあつては、Iwは、当該指標によることができる。 (5) この表において「Is」とは、指針第1第2号に掲げる構造耐震指標をいう。 (6) この表において「q」とは、指針第1第2号に掲げる指標をいう。
(2) 補助対象経費の限度額	耐震改修の実施に要する経費の額又は1戸当たり125万円のいずれか少ない額
(3) 補助金の額	補助対象経費に5分の4を乗じた額又は一戸当たり100万円のいずれか少ない額

別表6（第4条、第5条関係）（ブロック塀耐震対策）

補助内容	1 除去	
対象建築物等	不特定の者が通行する道に面したブロック塀	
(1) 補助対象経費の 限度額	ア 所有者が行うブロック塀の除却工事に要する経費	
	イ 限度額	
(2) 補助金の額	イ 除却工事に要する経費またはブロック塀の長さに1mあたり1.8万円を乗じた額のいずれか少ない額	
(2) 補助金の額	補助対象経費に3分の2を乗じた額または15万円のいずれか少ない額。ただし、既に境港市危険ブロック塀撤去支援事業補助金（以下「危険ブロック塀撤去補助金」という。）の交付を受けた後に本補助金の交付申請を行う場合にあつては、15万円から危険ブロック塀撤去補助金の交付額を差し引いた額を限度額とする。	
補助内容	2 改修	
(1) 補助対象経費の 限度額	ア 所有者が行うブロック塀の改修工事に要する経費	
	イ 限度額	
(2) 補助金の額	イ ブロック塀の除去工事後に所有者が行う軽量なフェンス・生垣等での復旧に要する経費またはブロック塀の長さに1mあたり2.5万円を乗じた額のいずれか少ない額	
(2) 補助金の額	補助対象経費に3分の1を乗じた額または10万円のいずれか少ない額。	

別表7（第4条、第5条関係）（避難路沿ブロック塀耐震対策）

補助内容	1 耐震診断	
対象建築物等	耐震診断義務付けブロック塀	
(1) 補助対象経費の 限度額	ア 所有者が行うブロック塀の耐震診断及び耐震改修工事の概算見積りに要する経費	
	イ 限度額	
(2) 補助金の額	イ 4.8+0.02L万円/件（L：ブロック塀の長さ（m））	
(2) 補助金の額	補助対象経費の額	
補助内容	2 除去	
対象建築物等	耐震診断義務付けブロック塀	避難路沿ブロック塀
(1) 補助対象経費の 限度額	ア 所有者が行うブロック塀の除去工事に要する経費	
	イ 限度額	
(2) 補助金の額	イ 補助対象経費に5分の4を乗じた額または40万円のいずれか少ない額。ただし、既に危険ブロック塀撤去補助金の交付を受けた後に本補助金の交付申請を行う場合にあつては、40万円から危険ブロック塀撤去補助金の交付額を差し引いた額を限度額とする。	イ 補助対象経費に3分の2を乗じた額または30万円のいずれか少ない額。ただし、既に危険ブロック塀撤去補助金の交付を受けた後に本補助金の交付申請を行う場合にあつては、30万円から危険ブロック塀撤去補助金の交付額を差し引いた額を限度額とする。

補助内容	2 改修	
(1) 補助対象経費の 限度額	ア ブロック塀の除去工事後に所有者が行う軽量なフェンス・生垣等での復旧に要する経費	
	イ ブロック塀の除去工事後に所有者が行う軽量なフェンス・生垣等での復旧に要する経費または ブロック塀の長さに1mあたり2.5万円を乗じた額のいずれか少ない額	
(2) 補助金の額	ア 補助対象経費に5分の2を乗じた額または 25万円のいずれか少ない額	イ 補助対象経費に3分の1を乗じた額または20 万円のいずれか少ない額

別表8（第4条関係）

(1) 次のいずれかに該当するものであること。 ア 災害時に重要な機能を果たす建築物（医療施設、避難所、災害時の集合場所等として指定された施設、情報提供施設、給食提供施設等をいう。） イ 災害時に多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物（百貨店、マーケット、劇場、映画館、ホテル等をいう。） ウ 耐震改修促進法附則第3条第1項第3号に規定するもの
(2) 前号ア又はイに該当するものについては、延べ床面積が1,000㎡（幼稚園、保育所にあつては500㎡）以上であり、かつ、原則として3階以上であるなど倒壊した場合に周辺の市街地に及ぼす影響が大きいものであること。
(3) 地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による勧告又は耐震改修促進法に基づく指導を受けたもので、建築基準法に基づく耐震改修に係る命令を受けていないものであること。
(4) (1)ウに該当するものについては、令和5年3月31日までに耐震化のための計画の策定に着手するものであること。

別表9（第4条関係）（補強コンクリートブロック塀の点検表（鉄筋が入ってない場合は組積造の塀の点検表を使用））

点検項目	点検内容	点検結果	
		適合	不適合
(1) 高さ	2.2m以下	はい	いいえ
(2) 壁の厚さ	高さ2mを超える塀で15cm以上又は高さ2m以下で10cm以上	はい	いいえ
(3) 鉄筋	壁頂、基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦それぞれ径9mm以上の鉄筋が入っている	はい	いいえ
	壁内に径9mm以上の鉄筋が縦横80cm以内の間隔で入っている	はい	いいえ
(4) 控壁（高さが1.2mを超える塀の場合）	長さ3.4m以内ごとに、径9mm以上の鉄筋が入った控壁が塀の高さの1/5以上突出してある	はい	いいえ
(5) 基礎	丈が35cm以上で根入れ深さが30cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある	はい	いいえ
(6) 傾き、ひび割れ	全体的に傾いていない、又は1mm以上のひび割れがない	はい	いいえ
(7) ぐらつき	人の力で簡単にぐらつかない	はい	いいえ
(8) その他	塀が土留め壁を兼ねていない、又は玉石積み擁壁等の上にない	はい	いいえ
評価	8項目のうち1つでも不適合があれば、コンクリートブロック塀の安全対策が必要です		
補助金対象確認			
確認項目	確認内容	補助対象	補助対象外
位置確認	不特定の者が通行する道路に面したもの	はい	いいえ
高さ確認	0.6mを超えるもの	はい	いいえ

別表10（第4条関係）（組積造の塀の点検表）

点検項目	点検内容	点検結果	
		適合	不適合
(1) 高さ	1.2m以下	はい	いいえ
(2) 壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上ある	はい	いいえ
(3) 控壁	長さ4m以内ごとに壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出している、又は壁の厚さが必要寸法の1.5倍以上ある	はい	いいえ
(4) 基礎	根入れ深さが20cm以上ある	はい	いいえ
(5) 傾き、ひび割れ	全体的に傾いていない、又は1mm以上のひび割れがない	はい	いいえ
(6) ぐらつき	人の力で簡単にぐらつかない	はい	いいえ
(7) その他	塀が土留め壁を兼ねていない、又は玉石積み擁壁等の上にない	はい	いいえ
評価	7項目のうち1つでも不適合があれば、組積造の塀の安全対策が必要です		
補助金対象確認			
確認項目	確認内容	補助対象	補助対象外
位置確認	不特定の者が通行する道路に面したもの	はい	いいえ
高さ確認	0.6mを超えるもの	はい	いいえ